

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第17号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表自動車部の部運輸課の項中「安全運行推進係長 事故対策係長」を「安全監理係長」に、同表高速鉄道部の部運輸課の項中「運輸係長 運転指令区長」を「運輸係長 接客向上係長 運転指令区長」に改める。

第7条総務課の項第2号中「経営健全化計画の実施状況の総括に関する事」を「局運営方針に関する事」に改め、同項第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条財務課の項第1号中「経営健全化計画に基づく財務計画の策定に関する事」を「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョンの進捗管理に関する事」に改め、同項第27号を第29号とし、第2号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 経営分析及び経営評価に関する事。

(3) 国及び京都府への要望に関する事。

第8条第6号中「京都市地下鉄5万人増客推進本部に関する事」を「京都市地下鉄・市バスお客様1日80万人推進本部に関する事」に改める。

第9条営業課の項第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 乗合自動車の補助金に関する事。ただし、乗合自動車車両及びバスロケーションシステムに関する事を除く。

第9条技術課の項第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 乗合自動車車両及びバスロケーションシステムの補助金に関する事。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)